

平成 30 年度分からの医療費控除について

平成 30 年度分の市民税・県民税の申告から、医療費控除の申告方法などが変わります。大きな変更点は次の 2 点です。

- 従来の医療費控除の制度に加えて、医療費控除の特例制度（セルフメディケーション税制）が新設されました。
従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらかを選択して申告することができます。
- 申告書に添付する書類の取扱いが変わりました。
これまで、申告書に医療費の領収書等を添付又は提示する必要がありましたが、医療費控除の明細書を作成して添付することで、領収書等の添付等が不要となります。
（これまでどおり領収書等を添付等していただくこともできます。）

申告に当たっては、受けようとする制度ごとに、以下の内容をご確認ください。

従来の医療費控除を受ける場合

あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。）のために、前年中に病院などに支払った医療費が、あなたの総所得金額等の 5%（5%の金額が 10 万円を超える場合は 10 万円）を超える場合、その超えた金額が控除額となります（最高 200 万円）。

$$\begin{aligned} \text{控除額} &= \text{支払った医療費 (A)} - \text{保険金などで補てんされる金額 (B)} \\ &\quad - \text{所得の 5\%と 10 万円の少ない方の金額 (C)} \end{aligned}$$

以下の書類が必要です。（①、②のどちらか）

- ① 医療費の明細書（受診した方の名前、病院などの名称、支払金額等を一覧にしたもの）
★ご自身で作成してください。
★様式は国税庁のホームページからダウンロードできます。（アドレスは裏面参照）
- ② 支払った金額が分かる領収書又はレシート、医療保険金や高額療養費で補てんされる場合にはその金額が分かるもの

※保険者が発行する「医療費のお知らせ」（次の項目がすべて記載されたものに限り。）を①の明細書として申告書に添付することができます。

- ・被保険者（又はその被扶養者）の氏名
- ・療養を受けた年月
- ・療養を受けた者の氏名
- ・療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ・被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ・保険者の名称

※①の明細書を申告書に添付する場合は、②の領収書、レシート等をご持参いただく必要はありませんが、ご自宅等で 5 年間保存しておく必要があります。（医療費のお知らせに係るものを除きます。）

セルフメディケーション税制での医療費控除を受ける場合は裏面をご覧ください。

セルフメディケーション税制での医療費控除を受ける場合

あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、前年中に特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査又はがん検診を行った場合で、あなたやあなたと生計を一にする親族（配偶者を含む。）のために、前年中に特定一般用医薬品等の購入のために支払った金額が1万2千円を超える場合、その超えた金額が控除額となります（最高8万8千円）。

$$\text{控除額} = \text{特定一般用医薬品等購入金額 (A)} - \text{保険金などで補てんされる金額 (B)} - 1万2千円 (C)$$

※こちらの控除を受ける場合は、申告書右「⑩医療費控除」欄の「区分」の□に「1」を記入してください。

以下の書類が必要です。（①、②両方とも必要）

① 取組を行ったことが分かる書類（氏名、取組を行った年及び取組に係る事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。）

具体的には以下の書類が該当します。（いずれか一つでかまいません。）

インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収証又は予防接種済証	
市区町村のがん検診の領収証又は結果通知表	
職場で受けた定期健康診断の結果通知表	結果通知表に「定期健康診断」という名称又は「勤務先名称」の記載が必要
特定健康診査の領収証又は結果通知表	領収証や結果通知表に「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載が必要
人間ドッグやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収証又は結果通知表	領収証や結果通知表に「勤務先名称」又は「保険者名」の記載が必要

② 特定一般用医薬品等の購入金額が分かる以下のどちらかの書類

ア 特定一般用医薬品等購入費の明細書（支払先や医薬品の名称、支払金額等を一覧にしたもの）

★ご自身で作成してください。

★様式は国税庁のホームページからダウンロードできます。（アドレスは以下参照）

★医薬品の販売業者が必要事項を記入して作成した購入リストも明細書としてご使用いただけます。

イ 支払った金額が分かる領収書又はレシート（特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限ります。）、保険金などで補てんされる場合にはその金額が分かるもの

※アの明細書を申告書に添付する場合は、イの領収書、レシート等のご持参いただく必要はありませんが、ご自宅等で5年間保存しておく必要があります。

医療費の明細書、特定一般用医薬品等購入費の明細書の様式は、以下のアドレスのページからダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/yoshiki02/01.htm>

（国税庁 > 申告・納税手続 > 所得税（確定申告書等作成コーナー）> 明細書・計算明細書等）

ご不明な点などがある場合は、お住まいの区の市税事務所にお問い合わせください。

岡山市北区市税事務所 市民税係 (086) 803-1176、1177

岡山市中区市税事務所 市民税係 (086) 901-1609

岡山市東区市税事務所 市民税係 (086) 944-5011

岡山市南区市税事務所 市民税係 (086) 902-3511